



2023年2月20日

各位

会社名 株式会社 共和電業  
代表者名 代表取締役社長 田中義一  
(コード番号 6853 東証プライム)  
問合せ先 取締役上席執行役員経営管理本部長 高野二三夫  
(TEL 042-489-7215)

## 役員退職慰労金制度の廃止及び取締役の報酬等の額改定 並びに譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び取締役の報酬等の額の改定並びに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を2023年3月29日に開催予定の第76期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、後記3に規定する本制度の導入に関する議案が本株主総会において承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本株主総会の終結の時をもって廃止することといたしました。これに伴い、在任中の取締役に対して本株主総会終結の時までの在任期間を対象に一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金の打切り支給を行うことといたします。またその支給の時期については、各取締役の退任時とする旨の議案を本株主総会に付議いたします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微です。

#### 2. 取締役の報酬等の額改定について

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年3月30日開催の第69期定時株主総会において年額200,000千円以内とご承認いただいておりますが、当社の持続的成長の促進を企図した役員報酬制度の見直しや事業環境の変化等を勘案し、取締役の報酬限度額を年額250,000千円以内に改定する旨の議案を本株主総会に付議いたします。なお、改定後の取締役の報酬限度額には、従来通り、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

#### 3. 本制度の導入の目的及び条件

##### (1) 導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

## (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、本株主総会において取締役の報酬等の額の改定が承認されましたら、その報酬限度額は年額 250,000 千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となります。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の改定後の取締役の金銭報酬枠とは別枠で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 4. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、上記の取締役報酬枠とは別枠で年額 40,000 千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 70,000 株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

## 5. 当社の執行役員への適用

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上